

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案【概要】

世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築するグローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備するための活動を担う運営法人となる先端技術研究成果活用推進機構に関する規定を整備。

【「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～(令和7年11月21日 閣議決定)】

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

5. 未来に向けた投資の拡大

(2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、拠点施設の整備、運営法人の設立に向けた必要な法制上の措置の具体化を図り、イノベーション・エコシステムのハブの構築を目指す。

改正案の概要

1. 先端技術研究成果活用推進機構

○設立（第56条）

機構は、発起人の申請により、主務大臣の認可を受けて設立する。

○機関（第59条～第76条）

- ・役員として、理事長、理事及び監事を置き、理事長及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を得て理事長が任命する。
- ・業務の運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を置く。

○業務の範囲（第77条）

①実用化研究開発支援

- ・研究開発に対する助成や施設・設備の提供（第1項第1号）
- ・国内外の研究者を招へいし実用化研究開発の実施、成果の普及・活用促進（第1項第2号）

②事業化支援

- ・支援事業者への貸付け、出資（第1項第3号）
- ・成果活用事業者、支援事業者に対する施設の提供（第1項第4号）
- ・知財権利化等の支援などの技術的援助（第1項第6号）

③人材育成

- ・研修の実施（第1項第7号）
- ・調査研究の実施・成果の普及（第1項第8号）

④交流促進

- ・交流促進のための事業の実施（第1項第5号）

○財務及び会計、監督等（第84条～第93条、第96条第1項第2号）

機構の主務大臣は内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣とすること、予算や事業計画等の大臣認可、監督命令など、機構の財務及び会計、監督等に関する事項を規定する。

○行政財産の無償貸付（第97条）

機構の業務実施のため、国が機構に行政財産を無償貸付することができることを規定する。

2. その他（第34条の3の2）

多様な主体が相互に連携を図りながら協力する旨を基本理念に規定するとともに、国が講ずる施策として、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備について規定する。

施行日： 1. 公布の日から9月を超えない範囲で政令で定める日
2. 公布の日